

入札参加予定者各位

## 回 答 書

契約番号 セ19008	件名 【特定調達契約】横浜市立大学附属市民総合医療センター及び南区総合庁舎、南土木事務所作業所で使用する電力約19,030,266キロワットアワーの供給
----------------	--

上記件名に係る契約の質問について、次のとおり回答します。

No.	質疑内容	回答内容
1	毎月の電気料金の振込は一括か、分割のどちらになりますでしょうか。	毎月の検針に基づき、各月10日までに請求を受けたときは、原則その月の25日にお支払いすることになります。
2	一つの施設(供給地点番号)につき一枚の請求書しか発行できませんがよろしいでしょうか。飲料メーカー等が入居している場合でも、請求書を分けることはできず一枚の請求書になります。	結構です。
3	弊社が落札した際に支払い条件について、弊社約款に定めている「検針日から30日以内に支払わなければならない」と変更する等、協議に応じて頂く事は可能でしょうか。	必要に応じて協議させていただきます。
4	上記変更不可の場合、実務上、受理した月の月末までにお支払い頂くことは可能でしょうか。また、請求書の支払期限を月末日としてもよろしいでしょうか。	可能です。
5	月末までのお支払いが難しい場合、請求書を受領したご連絡は頂けますか。(電話、メール、FAX等)	必要に応じてご連絡させていただきます。
6	配布された資料に改正前の電気事業法上の「一般電気事業者」、「特定規模電気事業者」、「特定規模需要」等の表現がありますが、それぞれ「みなし小売電気事業者(または一般送配電事業者)」、「小売電気事業者」、「特定規模需要⇒削除」と読み替えてよろしいでしょうか。また、契約書に上記表現がある際は、弊社が落札した場合、契約書の修正をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
7	契約開始日とあわせて契約電力を変更しますでしょうか。	変更の予定はございません。
8	契約電力を変更(増加・減少)する場合、一般送配電事業者への接続供給サービス申込みのため、申込契約電力の算出根拠が必要となりますので、弊社が落札した場合は、算出根拠資料の提出をお願いいたします。	変更の予定はございません。
9	過去に地域の電気事業者と契約していた時の契約種別を教えてください。	特別高圧季節別時間帯別電力Aです。

10	<p>電気のご契約は1年を単位としており、新たに電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則としております。一方、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。</p> <p>現時点においては、電気の需給契約の廃止日(または 契約電力の減少日)がわからないため、1年以上弊社との契約が継続するものとして、応札価格を算定させていただきますが、新たに電気の契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合(または契約電力等を1年に満たないで減少される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算させていただくこととなりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>結構です。</p>
11	<p>一般送配電事業者と小売電気事業者における、接続供給契約が存在しない内容を入札の対象としたことから、電気の契約先の変更ができないトラブルが多く発生しております。今回の入札対象の需要場所においては、全数「供給地点特定番号」はありますか。また確認のため各需要場所全数の「供給地点特定番号」を教えてくださいませんか。</p>	<p>供給地点特定番号は全数ございます。落札後に提示させていただきます。</p>
12	<p>入札書等提出する資料に記載する日付は入札日以前の日付でよろしいでしょうか。</p>	<p>入札実施日となります。</p>
13	<p>総額の110分の100に相当する金額(入札価格)を算定する場合の端数処理について、以下の例示の算定方法でよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;例&gt; 税込み金額が980円の場合、  <math>980 \times 100 \div 110 = 890.90 \text{円} \approx 891 \text{円}</math> (小数点以下切り上げ: 入札価格)  <math>891 \times 0.1 = 89 \text{円}</math> (消費税等相当額)  <math>891 \text{円} + 89 \text{円} = 980 \text{円}</math> (落札価格)</p>	<p>入札説明書の「契約金額」に記載しているとおり、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額(消費税額及び地方消費税相当額)当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を加えた金額が契約金額になるように、端数処理をしてください。</p>
14	<p>封筒の大きさや記載方法、封印方法等に指定はありますか。</p>	<p>指定はございません。</p>
15	<p>弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項に関しては旧一般電気事業者の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>必要に応じて協議させていただきます。</p>
16	<p>弊社が落札した場合、支払期限および遅延利息に関して、それぞれ「乙への料金の支払期限は乙の定める約款等の規定によるものとする。」「支払期日までに支払われない場合には電気需給約款に定める延滞利息を申し受ける」といった、契約条項にさせていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>必要に応じて協議させていただきます。</p>
17	<p>弊社が落札した場合、弊社は振込口座を持ち合わせていないため、弊社所定の払込用紙による金融機関等でのお支払い、または自動引き落としでのお支払いとなりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>結構です。</p>

18	請求書の発送について、一般送配電事業者から弊社への電気使用量データの到着日の関係上、毎月10営業日以降の発送となりますがよろしいでしょうか。	結構です。
19	検針の結果はWebによりお知らせすることになりますかよろしいでしょうか。	結構です。
20	弊社が落札した場合、契約先変更の手続きに必要な以下の内容についてご提示いただけますでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給地点特定番号</li> <li>・現在の供給者とのご契約番号(コード)</li> <li>・現在の供給者とのご契約名義</li> <li>・現在の供給者</li> </ul>	落札後に提示させていただきます。
21	自家発補給電力使用時に使用電力量の算定に用いる、基準の電力は自家発補給電力使用の前3日間における常時電力の平均電力を基準に決定することよろしいでしょうか。	結構です。
22	質問書を提出した場合、書面でご回答いただけますでしょうか。また回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。	webにて回答いたします。 電話での確認は不可とします。
23	開札結果は開札日にご担当者様より、電話、メール等でご連絡をいただけないでしょうか。その場合、全ての応札者名、応札価格、等を教えていただくことは可能でしょうか。	開札は入札参加者が出席して行いますので、入札当日に最低落札価格者と価格を発表します。こちらから結果について連絡を差し上げることはございません。
24	入札説明書および入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけますでしょうか。	webにて掲載しますのでご確認ください。 電話等の連絡は行いません。
25	弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。	メールでの対応は可とします。(電話のみの対応は不可)
26	次回入札公告時にお客さま側の業務負担軽減を目的に、他事業者を含んだ今回の質問回答内容を参考資料として配布していただけないでしょうか。	全ての質問回答をwebに掲載しますのでご確認ください。
27	今回の入札とは直接関係はございませんが、他のお客さまにおいて業務効率化の観点から、電子入札の導入が増加しております。今後、導入する予定はございますでしょうか。	現時点では、電子入札を導入する予定はございません。
28	特定供給における電源の特定について事前及び落札後に、貴市宛に提出する書類はありますか。	落札後、必要に応じて協議させていただきます。